

障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
(施策番号IX－1－1)

添付資料

障害福祉計画及び障害児福祉計画について

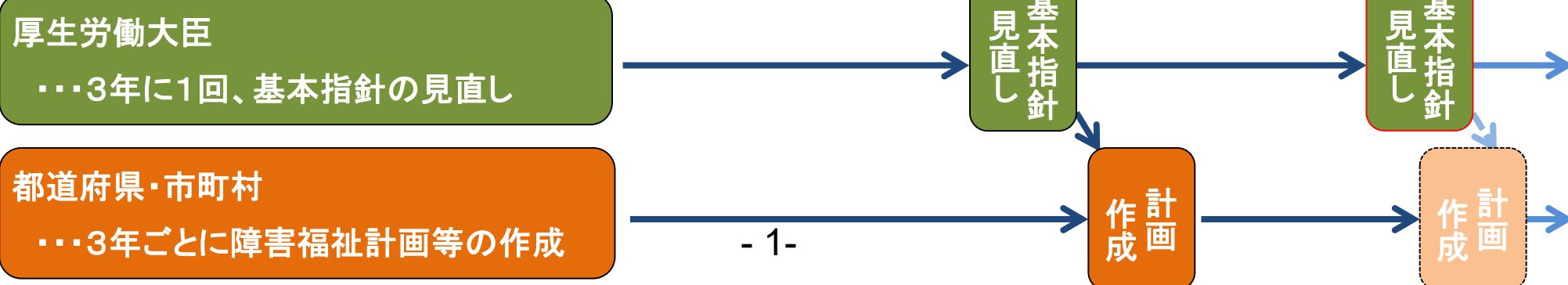
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
(平成18年6月26日告示)
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3~5年度)を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成予定

【計画策定に係る工程】



第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- | | | |
|--------------------------|------------------|---------------------|
| ・地域における生活の維持及び継続の推進 | ・福祉施設から一般就労への移行等 | ・「地域共生社会」の実現に向けた取組 |
| ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ・発達障害者等支援の一層の充実 | ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備 |
| ・相談支援体制の充実・強化等 | ・障害者の社会参加を支える取組 | ・障害福祉サービス等の質の向上 |
| ・障害福祉人材の確保 | | |

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
　うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
　316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に
(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築